

堆肥の放射性物質検査結果について

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、放射性セシウムに汚染された稲わらを給与した牛のふん尿を原料として生産された堆肥等が、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があることから、県内製造所^{※1}の牛ふん堆肥を検査しましたので、その結果をお知らせいたします。

検査の結果、これまでに検査が完了した41市町村の牛ふん堆肥については、すべて暫定許容値以下であることが確認されましたので、当該41市町村内のすべての製造所の堆肥の出荷・施用が可能となります。

※1 製造所とは、堆肥化施設を所有する耕種・畜産農家のことです。

なお、牛ふん堆肥の副資材として事故後に採取した落ち葉や剪定枝などを豊富に含む場合などは、暫定許容値を超過する可能性がありますので、出荷・施用を行う前に念のため県までご相談下さい。

また、広域流通する堆肥を大規模に製造・出荷する場合は、販売先の検査の要望を確認することや、自ら製造ロット毎に定期的に検査をして出荷することをお願いいたします。

腐葉土・剪定枝堆肥については新たな生産・出荷及び施用を出来る限り控えていただくことを原則とし、生産・出荷及び施用が避けられない場合は検査方法等についてご相談下さい。

問い合わせ先

茨城県 産地振興課 エコ農業推進室

担当：内藤，飯塚 (TEL：029-301-3931)